

合法木材供給に関する自主行動規範

(社) 福岡県木材組合連合会

平成18年8月10日

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考えかたに基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

これを踏まえ、社団法人福岡県木材組合連合会（以下 県木連）は、合法木材・木材製品（以下 合法木材という）供給に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対表明）

- 1 地球環境保全、持続可能な森林経営は極めて重要な課題であり、県木連は、国の内外を問わず、森林の違法な伐採に反対を表明する。

（合法木材の普及の促進）

- 2 県木連は、合法木材供給の促進に向けた普及に努める。

（合法性等の証明のための会員の認定）

- 3 県木連は、林野庁が策定、公表した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に即して「合法木材供給事業者認定実施要領」を別途定め、県木連会員事業者の認定を行い、その供給の促進に努める。

（他の団体との連携）

- 4 県木連は、違法伐採対策の推進に当たって、他の林業・木材産業関係団体との連携を図る。

（情報の公開）

- 5 県木連は、本行動規範に基づく取り組みの概要を公表する。